

■「支援機関と連携した脱炭素経営促進事業」に関する質問回答書

No.	資料名・ページ数	質問内容	回答
1	公募要領・1ページ 2 スケジュール	3月21日を提案書類提出（条件付き）とし、その上で協議（金額・業務内容）を継続することは可能か。	3月21日までにご提出いただいた提案書類の内容で審査をさせていただきます。
2	公募要領・5ページ 4 応募の手続き(5)	応募書類は、モノクロ（白黒）で提出とあるが、プレゼンテーションに使用する資料についても、モノクロ（白黒）とする必要があるか。	プレゼンテーションに使用する資料については、モノクロ（白黒）とする必要はありません。
3	仕様書・1 ページ 5.事業内容 (1)「ESG 融資を促進する新たな制度構築及びその制度の運営についての支援」	本制度構築後の特に2026 年度以降が主となる運営フェーズにおいても、外部の脱炭素経営支援業者を募り、継続して本制度の支援を依頼する見通しがあるか。	2026年度以降については未定です。
4	仕様書・3 ページ 5.事業内容 (2)脱炭素経営宣言登録制度の周知・支援 イ具体的な脱炭素対策の実施につながる支援の実施	必要に応じてセミナーを適宜実施するものと理解しているが、想定している最低限の実施回数は何回か。	セミナーの最低限の実施回数は定めておりません。セミナーに限定せず、具体的な脱炭素対策の実施につながる支援方法を提案いただきたいと思います。
5	仕様書・4ページ 5.事業内容 (3)脱炭素経営宣言の申請書の受付関連事務	現在、脱炭素経営宣言における受付関連事務（HP管理含む）は、大阪府地球温暖化防止活動推進センターが担われていると思うが、本件公募に伴い、同センターは本年度限りで本業務を終了するという理解で問題ないか。そのような場合、同センターの脱炭素宣言専用HP・支援施策・推進チラシ等は、閉鎖・サービス提供終了・利用不可になるのか。	本件公募に伴い、大阪府地球温暖化防止活動推進センターは本年度限りで本業務を終了します。大阪府地球温暖化防止活動推進センターが運用している脱炭素宣言専用HP等は閉鎖、サービス提供終了、利用不可となる予定です。
6	仕様書・4ページ 5.事業内容 (3)脱炭素経営宣言の申請書の受付関連事務	脱炭素経営宣言申請受付用HPは、「大阪府HP」内に構築することになるのか。それとも、現行の大阪府地球温暖化防止活動推進センター同様に、外部サイトとして制度の概要や申請ページ、脱炭素経営の動向等情報発信ページの構築することになるのか。 （参考：大阪府HP）： https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/datsutanso_sengen/index.html （参考：大阪府地球温暖化防止活動推進センターHP）： https://osaka-midori.jp/ondanka-c/decarbonization/	外部サイトとしてHPを構築してください。
7	仕様書・4ページ 5.事業内容 (3)脱炭素経営宣言の申請書の受付関連事務	脱炭素経営宣言申請受付用HPについて、「具体的な脱炭素対策の実施につながる支援（仕様書5.(2)イに記載の事業内容）」を周知・推進する目的として利用することは可能か。 例えば、伴走型セミナーなどのイベント内容の告知・掲載。	可能です。
8	仕様書・4ページ 5.事業内容 (3)脱炭素経営宣言の申請書の受付関連事務	作成するHPサーバーに関するセキュリティ等の具体的な仕様、取り決めはあるか。	具体的な仕様、取り決めはありませんが、本業務を遂行するにあたり支障がないサーバーを使用してください。
9	仕様書・4ページ 5.事業内容 (3)脱炭素経営宣言の申請書の受付関連事務	作成するHPについて、大阪府のサブドメインの活用は可能か。	大阪府のサブドメインは活用できません。
10	仕様書・4ページ 5.事業内容 (3)脱炭素経営宣言の申請書の受付関連事務	受付件数を1,000件まで等上限を設けることは可能か。	受付件数の上限は設定できませんが、想定を大幅に上回る場合は、別途協議させていただきたいと考えています。